

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格) 第2条 [略]</p>	<p>(入居者資格) 第2条 [略] <u>2 条例第5条第2号ア(ア)に規定する規則で定める障害の程度は、前項第2号に規定する程度とする。</u> <u>3 条例第5条第2号ア(イ)に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定める程度とする。</u> <u>(1) 身体障害 第1項第3号アに定める程度</u> <u>(2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</u> <u>(3) 知的障害 前号に定める精神障害の程度に相当する程度</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。